

住居表示で
住みやすい街づくり



宜野湾市市民経済部 市民課記録係
電話 893-4411 (内線113・280)

住居表示で、わかりやすい、住みやすい街づくり

宜野湾市では、市民のみなさんの日常生活の利便性と行政事務及び経済活動の能率をさらに向上させるため、「住居表示に関する法律（昭和37年施行）」に基づいて、市街化区域の住居表示整備事業を進めています。

住居表示を実施し、わかりやすく、親しみやすい街にするため、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

1 現在の住所は、わかりにくく

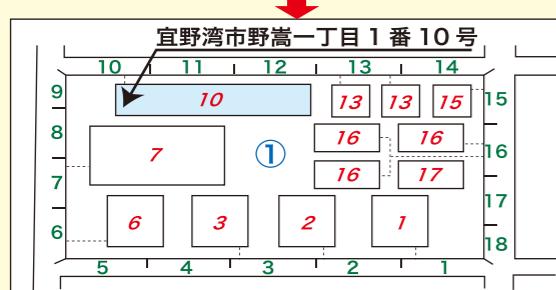
現在みんなの家やお店等の住所を表わすときは「番地」を用いますが、この「番地」は「土地」の財産番号である「地番」をそのまま「住居の番地」として用いているものです。しかし、長い間には、土地の合筆・分筆によって飛番、欠番ができたり、また同じ番地の家が何軒もあったりして、そのために・・・

- ・たずね先がよくわからず訪問者がとまどう。
- ・郵便物が遅れたり、誤って配達される。
- ・救急車、消防車、パトカーなどの現場到着が遅れ被害が大きくなる。
- など、不便なことが多くなっています。

2 わかりやすい、あたらしい住所へ

住居表示を実施することは、「番地」でわかりにくかった住所を表示方法を変えることによってわかりやすくなる方法です。住居表示で新たに付けられた番号は、土地や建物の売買があっても変わりません。また建物に番号を付けているので、住所の特定が容易になります。

3 住居表示の仕方



宜野湾市では、「街区方式」と呼ばれる、一般的な方式を採用しています。まず、町の区域を設定します。これは番地で言う「字」のような区域で、大きい道路や河川等を用いて区切れます。区域の広さや形は、人口や地形などを目安として決定されます。

次に、「街区」を設定します。街区は、「町をさらに細かく分けた区域」で、10~30棟ほどの建物の集まりで、市役所にもっとも近い街区を起点として、数字を用いて一定の基準により順序良く「街区符号」を付けます。

最後に「住居番号」を決めます。住居番号は、それぞれの建物に設定した番号で、市役所に近い角を起点として、街区の周囲を右回りに10~15m間隔で「基礎番号」を付けていきます。建物の番号は、その主要な出入口が接したところの基礎番号になります。

4 新しい住所の表わし方

住居表示実施後の住所は以下のように表わします。

宜野湾市野嵩○丁目 △△番 □□号
町名 街区符号 住居番号

例えば、住居表示が実施されると同時に土地の表示や本籍地の表示も変更されます。

◎今までの住所と本籍などの表し方	◎新しい住所と本籍などの表し方
住所／宜野湾市字野嵩 652番地1	宜野湾市野嵩一丁目1番1号
本籍／宜野湾市字野嵩 652番地1	宜野湾市野嵩一丁目652番地1
土地／宜野湾市字野嵩平田原 652番1	宜野湾市野嵩一丁目652番1

5 誰にでもわかるように表示板をつけてます



●救急車や消防車が、より早く現場へ急行できます。



●配達する仕事にも役立ちます。

6 実施後の新築・改築は届出が必要です。

- 住居表示実施後、家を新築した際は「新築届」の手続きが必要です。
- 改築等により出入口の位置を変えられたときは、新たに住居番号の付番または変更の手続きが必要となる場合もあります。

市役所市民課までお問い合わせください。

7

その他関係書類

住所変更を要するもの	申請人	提出先	申請期間	備考
市役所備付の台帳	市が職権で書替			住民票、印鑑登録簿 選挙人等
自動車検査証等	本人	陸運事務所	すみやかに	
自動車運転免許証	〃	公安委員会	〃	
不動産登記簿	〃	法務局		登記名義人の住所など
商業登記簿	〃	法務局		会社の本店、支店の所在地および代表役員の住所変更
法人登記簿	〃	法務局		各種組合、宗教法人、学校法人などの事務所の所在地および代表役員の住所変更
各種有価証券	〃	関係機関		株券など
各種許認可証	〃	関係官庁		建設業、医師、薬局、古物商、風俗営業、美理容師、その他

住居表示制度は、今まで住所に番地を用いていたことから起きた不便や不都合をなくすために設けられた制度です。

宜野湾市では、たずねやすい、住みよい街づくりのために一日も早い全域への住居表示実施に向けて取り組んでいますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

住居表示制度についてのお問い合わせは

宜野湾市役所市民経済部市民課
電話 893-4411（内線113・280）